５　「事務所又は事業所」の欄は、同一道府県内に所在する事務所又は事業所ごとにその名称と所在地の市町村名を記載し、「分割基準」の欄は、当該事務所又は事業所ごとに記載するほか同一道府県ごとに小計を記載すること。なお、「分割基準」の「修正前」の各欄は、令和４年12月31日以後に終了する事業年度について分割基準の誤りによる更正の請求をする場合には、記載を要しない。

［６　略］

第十号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第六条の五関係）

［様式　別紙四十七　挿入］

第10号の３様式記載要領

［１・２　略］

３　この請求書は、更正の請求をする事務所又は事業所所在地の道府県知事に１通提出すること。ただし、２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人が分割基準の誤りによる更正の請求をする場合には、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事にあらかじめ第10号の２様式により修正後の分割基準の明細を届け出たことを証する文書を添付すること。

［４　略］

５　「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額を記載すること。なお、令和４年12月31日以後に終了する事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）について更正の請求をする場合には、「更正の請求前」の「税額等」の各欄の納付すべき税額の計算上控除する金額及び申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額の計算の基礎となる税額並びに「更正の請求前」の「課税標準等」及び「課税標準」の各欄については、記載を要しない。

［６　略］

７　「事業税（法第72条の２第１項第１号・第２号・第３号・第４号に掲げる事業）」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」、「第２号」、「第３号」又は「第４号」の該当するものを○印で囲んで表示すること。

８　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第２号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第１号に掲げる事業、同項第２号に掲げる事業又は同項第３号に掲げる事業と同項第４号に掲げる事業とを併せて行う法人が事業税の更正の請求をする場合にあっては、それぞれの事業に係る課税標準等及び税額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

５　「事業所又は事業所」の欄は、同一道府県内に所在する事務所又は事業所ごとにその名称と所在地の市町村名を記載し、「分割基準」の欄は、当該事務所又は事業所ごとに記載するほか同一道府県ごとに小計を記載すること。

［６　同左］

第十号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第六条の五関係）

［様式　別紙四十六　挿入］

第10号の３様式記載要領

［１・２　同左］

３　この請求書は、更正の請求をする事務所又は事業所所在地の道府県知事に１通提出すること。ただし、２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人が分割基準の誤りによる更正の請求をする場合には、主たる事務所又は事業所（外国の法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事にあらかじめ第10号の２様式により修正後の分割基準の明細を届け出たことを証する文書を添付すること。

［４　同左］

５　「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額を記載すること。

［６　同左］

７　「事業税（法第72条の２第１項第１号・第２号・第３号に掲げる事業）」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」、「第２号」又は「第３号」の該当するものを○印で囲んで表示すること。

８　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第２号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人が事業税の更正の請求をする場合にあっては、それぞれの事業に係る課税標準等及び税額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。